

2025年度 大学院海外研究助成金 募集要項

1	制度の目的	若手研究者である博士課程後期課程在学者および大学院研究員の海外における研究活動の支援・育成を目的として、海外における優れた個人研究や共同研究に要する経費を支給する助成金です。
2	対象研究科	神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、総合政策研究科、言語コミュニケーション文化研究科、人間福祉研究科、教育学研究科、国際学研究科、経営戦略研究科
3	申請資格	次の条件のいずれかを満たす者 (1) 2025年度に本学大学院博士課程後期課程に在学している者 (2) 2025年度に大学院研究員として本学に在籍している者 (研究科研究員は対象外)
4	採用期間	採用は当該年度に1回のみとします。ただし、申請資格を有する期間中に通算3回を超える採用は行いません。
5	年間助成予定額	6,500,000円 (予算の範囲内で選考・採択)
6	研究助成金	区分A: 上限 200,000円 区分B: 上限 100,000円 * 区分Aで申請して、区分Bで採用されることがあります。
7	申請対象	次の(a)～(c)のいずれか(対象期間中の一渡航分)。 (a) 海外での学会発表(口頭発表もしくはポスター発表) (b) 海外で行う調査、実験 (c) 海外の大学で実施される短期講習 * 対象期間: 2025年4月1日～2026年3月31日 * 自分の研究課題に沿った学会、調査、実験、講習に限り、海外での学会発表のための申請を優先して助成します。 * オンラインでの学会開催の場合も、その諸経費について助成対象とします。 * 学会は、参加受理(accept)されていない段階での申請も可能。ただし、研究助成金の振り込みは参加受理 (accept)された後とします。 * 当該海外研究に関する経費のうち、他の助成金による助成を受ける経費については本助成の対象としません。
8	対象経費	上記(a)～(c)の活動に係る、航空運賃、宿泊費、学会参加費、講習受講料、論文翻訳・校正・校閲費、論文掲載料。 * 宿泊費は実費を支給します。ただし、「関西学院大学研究費旅費規準」に準じた上限金額を設けます。日当および食卓料は支給しません。 * 採用決定の3月上旬までの渡航や、領収書宛名、経費執行の証拠書類等については「申請時・報告時の提出書類および経費執行の際の注意」をご覧ください。
9	申請手続	助成金を希望する者は、次の書類を提出してください。 (1) 提出書類 ① 申請書類チェックシート(事前申請用または事後申請用) ② 大学院海外研究助成金申請書(所定様式) ③ 助成金申請額内訳の根拠となる見積書類<事後申請の場合は領収書等> * 原則、経費は領収書(原本)の提出がなければ支給することはできません。 ④ 海外研究日程明細表(所定様式) ⑤ その他必要書類(詳細は「申請時・報告時の提出書類および経費執行の際の注意」参照) (2) 提出期限 <1次募集> 2025年 6月 2日(月)～2025年 6月11日(水) 16:30 <2次募集> 2025年11月14日(金)～2025年11月28日(金) 16:30 (3) 提出先: 研究推進社会連携機構事務部 【西宮上ヶ原キャンパス大学院2号館2階、または神戸三田キャンパス Ⅷ号館】 * 様式は本学ホームページまたは、「kwic」-「キャビネット」-「研究推進社会連携機構事務部」-「大学院関係」からダウンロード可能です。
10	選考	各研究科からの推薦を経て、全学の会議において総合的にを行います。
11	採用決定・支給	<1次募集>2025年7月下旬 / <2次募集>2026年3月上旬 * いずれも、申請者本人および所属研究科に、支給予定日も含めて通知します。 * 採用決定後の渡航については、前渡し支給となるため、報告書提出後、支出内容を確認のうえ精算します。 * 採用情報については、後日、本学ホームページに掲載します。
12	報告書の提出	次の書類を帰国後1カ月以内(帰国が3月の場合は帰国後速やかに)に、研究推進社会連携機構事務部に提出してください。 【提出書類】 ①報告書類チェックシート(事前申請用)、②海外研究助成金報告書、③領収書等、④「半券」等渡航に際して航空機に搭乗したことを証明する書類(原本)、⑤宿泊先発行の「領収書」(原本)、⑥(学会・講習の場合)参加を証明する書類、⑦海外研究日程明細表、⑧その他必要書類 *事後申請の場合も②の提出が必要。
13	その他の注意事項	(1) 採用後、申請内容からやむを得ず変更する場合は、必ず事前に研究推進社会連携機構事務部に申し出てください。なお、報告内容が申請時から大幅に変更になる場合は、採用が取り消しになる可能性があります。 (2) 次のいずれかに該当する場合、助成金受給資格を取り消します。また、助成金受給後に次の事項が判明した場合には、助成金の全部または一部の返還を求められます。 ① 博士課程後期課程を退学・休学したとき、または大学院研究員の身分ではなくなったとき。 ② 研究報告書及び領収書等関係書類を所定期間内に提出しなかったとき。 ③ 本制度の趣旨に著しく反すると大学評議会が判断したとき。 (3) 1次募集で不採用になった場合、2次募集に再度申請することができます。 (4) 関西学院大学支給奨学金との併用、学内外の研究助成費との併用が可能です。 ただし、学外奨学金・研究助成金等で、他からの資金援助の受給に関して制約を設けている場合がありますので、各自で必ず確認してください。 (5) 同一の学会発表・ポスターセッション・海外調査については、1研究テーマにつき代表者1名のみを採用します。 (6) 渡航中は、安全管理、健康管理に努め、不慮の事故や災害に対しては自己の責任で対応してください。 (7) 関西学院大学では、本学の定める基準に則り海外渡航に関する注意喚起を行っています。
14	問い合わせ先	研究推進社会連携機構事務部(西宮上ヶ原キャンパス大学院2号館2階、TEL:0798-54-6104、Email:gradresearch@kwansei.ac.jp)